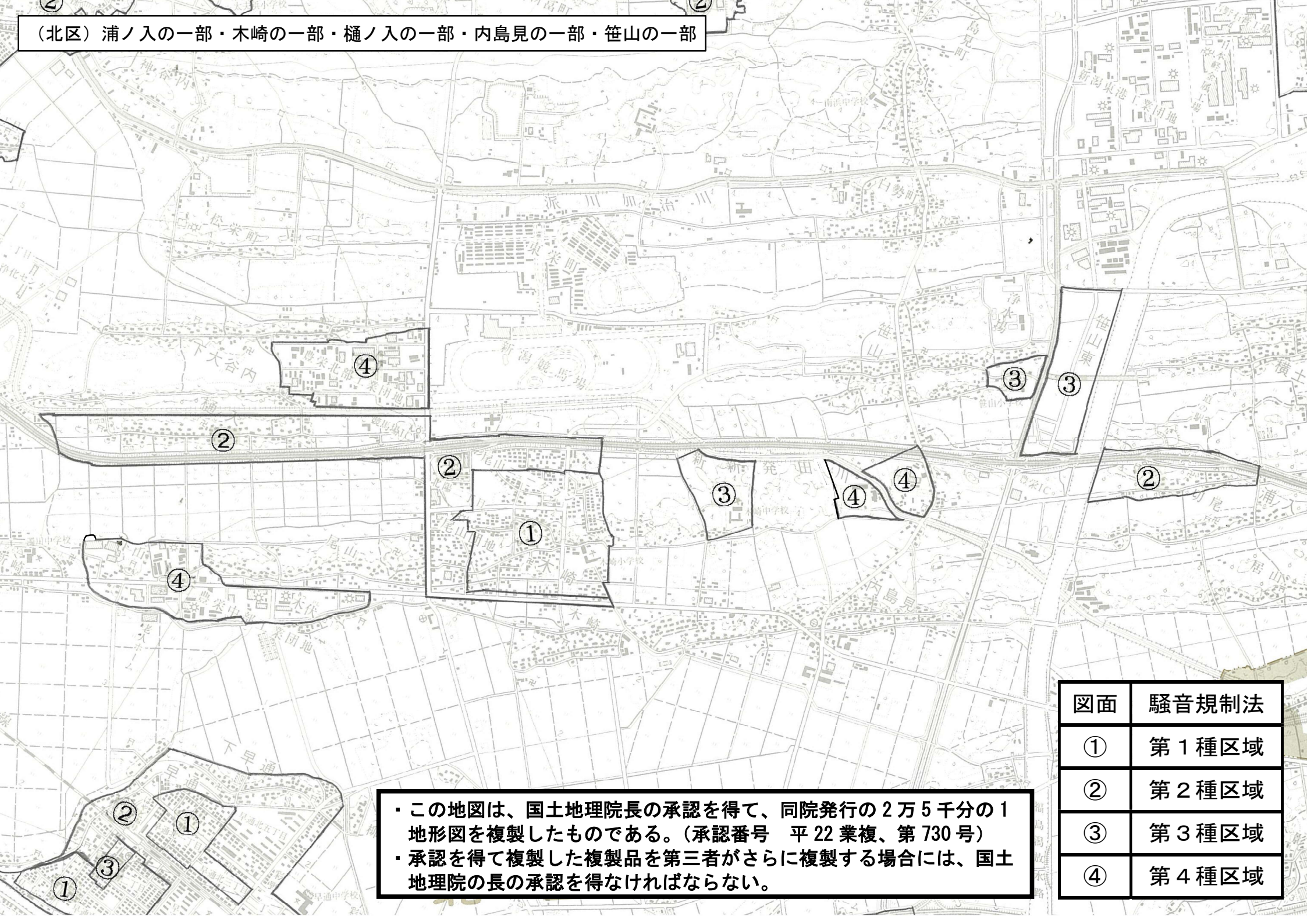


(北区) 浦ノ入の一部・木崎の一部・樋ノ入の一部・内島見の一部・笹山の一部



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平22業複、第730号)  
・承認を得て複製した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

| 図面 | 騒音規制法 |
|----|-------|
| ①  | 第1種区域 |
| ②  | 第2種区域 |
| ③  | 第3種区域 |
| ④  | 第4種区域 |